

| 認定申請（第5条第1項から第5項） |                               |         |                               |          |
|-------------------|-------------------------------|---------|-------------------------------|----------|
| 住宅1棟あたり（注1）       |                               |         |                               |          |
| 住宅の建て方等建築物全体の住戸数  | 新築                            |         | 増築・改築                         |          |
|                   | （注2）登録住宅性能評価機関により基準適合が認められたもの | 左記以外    | （注2）登録住宅性能評価機関により基準適合が認められたもの | 左記以外     |
| 一戸建ての住宅（注3）       | 8,000円                        | 41,000円 | 12,000円                       | 62,000円  |
| 共同住宅（注4）          | 5戸以内のもの                       | 15,000円 | 23,000円                       | 152,000円 |
|                   | 5戸を超えるのもの                     | 26,000円 | 40,000円                       | 244,000円 |

- ・（注1）申請1件（1戸）あたりの手数料について  
共同住宅等（法第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除く）の場合、表の額を申請対象戸数で割った額となります。（100円未満の端数がある場合は切り捨て）
- ・（注2）登録住宅性能評価機関による基準適合審査について  
認定申請を行なう前に、登録住宅性能評価機関において、認定基準の長期使用構造等の区分（法第6条第1項第一号）について技術的審査を受け、認定基準に適合していることを認める旨の書類を添付してください。
- ・（注3）一戸建ての住宅  
住宅以外の用途に供する部分がないもの（規則第4条第1項第一号）
- ・（注4）共同住宅等  
上記の「一戸建ての住宅」以外のもの：共同住宅、長屋、併用住宅等（規則第4条第1項第二号）

| その他の申請手数料        |                  |                    |
|------------------|------------------|--------------------|
| 変更認定申請（法第8条）（注1） | 変更認定申請（法第9条）（注2） | 地位の承継申請（法第10条）（注3） |
|                  | 1件（1戸）あたり        | 1件（1戸）あたり          |
| 認定申請手数料の2分の1の額   | 1,700円           |                    |

- ・（注1）変更認定申請（法第8条）：認定を受けた計画内容に変更が生じた場合
- ・（注2）変更認定申請（法第9条）：譲受人（建売住宅や分譲マンションの購入者）が決定した場合
- ・（注3）地位の承継申請（法第10条）：売買や相続等により所有者や建物の管理権限を承継する場合